

後期高齢者医療制度対象の皆さんへ

高額医療・高額介護合算療養費制度

■高額医療・高額介護合算療養費とは？

医療と介護の両方のサービ
スを利用して世帯の負担
を軽減する制度です。

同一世帯内の後期高齢者医
療被保険者が、1年間（毎年
8月1日から翌年7月31日ま
で）に支払った医療費と介護
サービス費の自己負担額の合
計が、自己負担限度額を超え

【高額介護合算療養費の自己負担限度額(年額)】

| 所得区分 | | 後期高齢者医療 制度+介護保険 |
|-----------------|---|--------------------|
| 現役並み 所得者(3割) | 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の後 期高齢者医療制度の被保険者がいる方 | 67万円 |
| 一般 (1割) | 現役並み所得者、低所得者以外の方 | 56万円 |
| 低所得者Ⅱ (1割) | 世帯員全員が住民税非課税である方 | 31万円 |
| 低所得者Ⅰ (1割) | 世帯員全員が住民税非課税で、各種収入等から 必要経費・控除(公的年金の場合は80万円)を 差し引いた所得の合計が0円となる世帯の方 | 19万円 |

た場合、申請により限度額を
超えた金額が支給されます。

※ただし、高額療養費または
高額介護サービス費として
支給された金額は、自己負
担額から差し引いて計算し
ます。また、同じ世帯でも
加入している医療保険が違
う場合は、後期高齢者医療
の高額医療・高額介護合算
療養費制度の対象にはなり
ません。

■支給対象となる見込みの被
保険者の方に、3月に通知
を発送します

平成29年8月1日から平成
30年7月31日の1年間につい
て、高額医療・高額介護合算
療養費の支給対象となる見込
みの被保険者の方に、3月
頃、山梨県後期高齢者医療広
域連合より通知と申請書が郵
送されます。

■どうすれば支払われるの？
●申請

通知に同封された申請書に
ご記入のうえ、市民生活課国
保年金担当へご提出ください。
※提出先は平成30年7月31日
に住民登録のあった市町村
となります。

「子ども医療費助成事業」の
対象年齢を拡大します

4月1日から対象年齢を18歳（満18歳に達する日
以後の最初の3月31日まで）に拡大します。

■拡大対象 生年月日が平成13年4月2日～平成
16年4月1日の間の子ども

■対象外の方 ①生活保護受給者
②重度心身障害者医療費またはひと
り親家庭医療費の助成対象者
③婚姻している方

■助成内容 通院・入院ともに対象、県内医療機
関を受診した場合は窓口無料など、
助成内容等に変更はありません。
※詳しい内容はホームページをご覧ください。

■手続き等について

| 生年月日 | 所要の変更点 | 手続き | 受給者証の発行 |
|----------------------------------|-----------------|---|---------------------------------|
| H13.4.2 ～H15.4.1 (18歳～17歳) | 新受給者証の 発行 | すでに送付した申 請書をご提出くだ さい。 ※申請書が届かない 方で該当と思わ れる方は、お問い 合わせください。 | 申請書を提出され た方に3月下旬に 郵送します。 |
| H15.4.2 ～H16.4.1 (16歳) | 受給者証の有 効期限延長 | 手続きは不要です。 | 有効期限を延長し たものを3月下旬 に郵送します。 |
| H16.4.2 ～以後の子 (15歳以下) | | | 新元号に変更した ものを6月頃郵送 します。 |

※受給者証が届かない方は、お問い合わせください。

■その他

新元号が決まっていないため、「平成」標記の期
限となっていますが、有効期限内の受給者証は、継
続してお使いいただけます。

■問い合わせ

福祉課 子育て支援担当（内線174・175）

山梨県後期高齢者医療広域連合
055・236・5671

■問い合わせ

市民生活課 国保年金担当
(内線127・129・137)
長寿介護課 介護保険担当
23・4313

■医療分 山梨県後期高齢者
医療広域連合から支給され
ます。(申請から2～3か
月ほどかかります。)

【介護分】 医療分支給（不支
給）決定後、長寿介護課よ
り支給されます。

※申請の効力は、通知がお手
元に届いてから2年間です。
●支給は2か所から

宝くじの助成により
コミュニティ備品を購入



▲会議テーブル



▲インクジェット複合機

一般財団法人自治総合
センターが宝くじの社会
貢献広報事業として行う
コミュニティ助成事業の
助成金を受けて、市内公
民館に備品が整備されま
した。これらの備品は地
域のコミュニティ活動に
役立てられます。



■問い合わせ

教育課 生涯学習担当
(内線 267)